

9月定例会

障害者支援センターあきば 来年度開所へ 粗大ゴミの基準を変えて リサイクル推進

第3回定例会は9月1日から29日までの会期で開催されました。定例会初日には、これまでのサービスに加えて新たに短期入所サービスなども提供する「障害者支援センターあきば」の来年度開所に向けた条例改正など、21議案が上程されました。このうち16件が委員会へ付託となりましたが、付託された主な条例案の委員会審査の概要を報告します。なお、今定例会に上程されたすべての案件の件名および審議結果は、最終面「平成29年第3回定例会の会議結果」とおりです。

海老名市障害者デイサービスセンター設置条例の一部改正について

障害者第二デイサービスセンターを廃止し、障害者支援センターあきばを設置するため、名称、位置、業務などを改正するもので、全員賛成で可決されました。文教社会常任委員会の審査概要是次のとおりです。

問 「障害者支援センターあきば」となることで、大きく変わった部分について伺います。

答 新たな業務として、短期入所、日中一時支援および食サービスを加えました。さらに、午前8時半から午後5時までの開館時間を午後9時までとしますが、短期入所サービスについては、柔軟に対応することとします。

また、指定管理を受けることができる法人を本市および隣4市の区域内に事



建設中の「あきば」

海老名市廃棄物の減量化、資源化、適正処理等に関する条例の一部改正について

粗大ごみの基準を見直して、リユースおよびリサイクルの推進を図るとともに、焼却処理場への搬入量を抑制するもので、全員賛成により可決されました。経済建設常任委員会の審査概要是次のとおりです。

問 基準が変わることで、粗大ごみの量がどう変化すると見込んでいるか伺います。

答 近隣市の粗大ごみの排出状況から推測した概算値ですが、年間およそ100トン程度増えると見込んでいます。減量化についてはどのような考え方を持っていますか。

答 収集量が100トン程度増える中で、概ねその2割については、リユースやリサイクルにより減量化が図れるものと考えています。

務所を有する社会福祉法人に限定していましたが、この条文を削除しました。

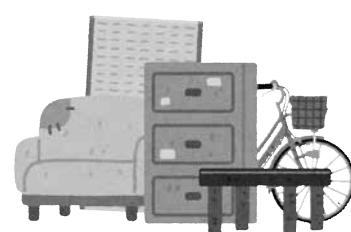
問 今の答弁のように、法人の要件に関する条文を削除することにより、運営状況が不透明な業者からの応募が懸念されますが、見解を伺います。

答 指定管理者の募集要項において、県が定める障害保健福祉圏域内の法人を要件にすることと、応募した法人の運営状況の確認ができるため、大きな支障はないと考えます。

問 市民への影響について伺います。

答 今まで集積場に出されているごみも新基準に該当するものは有料となり、美化センターに持ち込むか、または戸別収集を申込んでいただくことになります。美化センターには、年末年始を除く平日、土日、祝日に持ち込みが可能です。戸別収集は自家の前まで伺うので、これまで集積場へ持ち運びが難しかった場合などは便利になると思います。

問 市民に混乱のないように、改正内容を周知徹底してください。



海老名市地域防災計画に定める大規模な工場その他の施設の用途及び規模の基準に関する条例の制定について

浸水想定区域内にある大規模工場などが浸水した場合に、地域の雇用や産業など社会経済活動に及ぼす影響を考え、自衛水防の推進を促し、地域水防力の強化を図るもので、全員賛成により可決されました。総務常任委員会の審査概要是次のとおりです。

問 この条例が制定された場合、市および企業側が行う内容を教えてください。

答 該当する施設があり、市に申し出をした企業には、その施設における浸水防止計画の作成、訓練の実施、自衛水防組織の設置などが努力義務として課せられます。

市は、申し出があつた大規模工場その他の施設について、地域防災計画にその施設の名称および所在地を規定し、洪水予報などを直接伝達することになります。

意見 自衛消防組織を持っていない企業に対しても、しっかりととしたフォローワー体制をとっていただきたい。